

## マイナンバーカードと健康保険証の一体化について よくある質問

① マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、2024年秋をめどに紙の健康保険証を廃止すると聞きました。マイナンバーカードは必ず作らなければいけないのでしょうか？ 施設に入所している高齢者などマイナンバーカードを取得できない人は保険診療を受けることができなくなるのですか？

マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるもので、必ず作らなくてはならないものではなく、従来の保険証などでこれまでと同じように保険診療を受けることができます。

しかし、マイナンバーカードを保険証として受診していただくことで、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療が受けられるようになります。

デジタル庁・総務省を中心に、施設に入所している人も含め、全ての皆さんがマイナンバーカードを取得できるように努めています。

③ マイナンバーカードは、当初「他人に見せず、大切に保管しましょう」と聞いた気がしますが、持ち歩いてもいいものなのですか？ また、万が一紛失してしまったときにカードを悪用される可能性はありますか？

今後、マイナンバーカードを利用する便利なサービスが増えるため、マイナンバーカードは持ち歩いてご使用ください。持ち歩くときに気を付けていただく点は、銀行のキャッシュカードやクレジットカードなどと同じです。万が一落としたり無くしたりした場合は10ページのフリーダイヤルへお問い合わせください。

なお、落としたカードは、パスワードを知らなければ使用できず、ICチップの中を無理やり読み込もうとすればチップが自動的に壊れる仕組みになっています。また、マイナンバーを使う手続きでは、顔写真で本人確認することが義務化されています。オンラインで利用するときにも、ICチップに入っている電子証明書を利用するので、マイナンバーは使われません。

② マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きましたが本当ですか？

現在、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダーなど(オンライン資格確認等システム)の設置が進んでおり、2023年4月から全ての医療機関・薬局において、マイナンバーカード保険証を利用して受診が可能になるよう準備を進めています。なお、マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、2022年10月に改定されています。医療機関でマイナンバーカードを保険証を利用した場合は、初診料6円負担(従来の保険証で受診した場合等は初診料12円負担)となり、マイナンバーカード保険証を利用した場合の費用負担の方が高くなるということはありません。

④ マイナンバーカードを落とすと、ICチップに入っている税や年金、医療などのさまざまな情報が流出してしまいそうで怖いです

マイナンバーカードのICチップには、税や年金、医療などに関する情報は記録されていません。ICチップに記録されているのは、券面に記載されている氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、マイナンバー、電子証明書、住民票コードですが、大切な個人情報のため、万が一落としたりしたときは10ページのフリーダイヤルへお問い合わせください。

⑤ マイナンバーカードから、マイナンバーに紐付けられた自分の個人情報が流れ出ることはないのですか？

マイナンバーを利用して個人情報を見ることができるのは、それぞれの手続きを行う行政職員のみです。また、行政職員であっても、自分の担当する業務に関する個人情報以外は見ることはできません。